

## 平成27年度 公益社団法人京都府青少年育成協会 事業計画

### 〈活動方針〉

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と優れた創造性を養い、心豊かにたくましく成長することは、京都府民すべての願いであり、そのために多くの人々が日々真摯な活動を続けている。

一方、携帯電話等やインターネットの普及、深夜営業店舗の増加など青少年を取り巻く社会環境は著しく変化し、家庭や地域の教育力の低下が懸念されている中で、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、いじめやひきこもりの増大、さらには児童虐待の多発など、取り組まなければならない課題は山積しており、青少年の健全育成への一層の努力が求められているところである。

また、京都府の少年非行の状況は、少年人口比からみると、ここ数年全国ワースト水準にあったが、近年減少傾向を示しており、より一層官民一体となった対策が求められている。

京都府青少年育成協会では、これらのことを踏まえ、京都府や関係機関、青少年育成市町村公民会議、青少年(育成)団体等との連携をより深めながら、「明るい家庭と地域の輪が育てる心豊かな青少年」を合言葉に、青少年をあたたく見守り、その健やかな成長を支援する健全な地域社会づくりを推進するため、下記の重点目標に沿って活動を展開することとする。

なお、当協会が指定管理者の指定を受けて管理・運営している「京都府立青少年海洋センター」及び「宮津市B & G海洋センター」の各施設において、その機能を最大限に発揮するため、より適切な管理・運営に努めるとともに、企画事業の充実を図るなど利用者の増加・促進に取り組むこととする。

また、平成26年度に続き本年度も、当協会事業・取組の「見える化」を一層推進してまいりたい。

### 重 点 目 標

「明るい家庭と地域の輪が育てる 心豊かな青少年」

～青少年をあたたく見守る地域社会づくり～

- 1 青少年育成府民運動の推進
- 2 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援
- 3 明るい家庭づくり運動の推進
- 4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進
- 5 会員団体との連携・活動支援
- 6 「京都府立青少年海洋センター(マリーンピア)」の利用促進

事業実施計画

「青少年育成府民運動の推進」(重点目標1～5)

重点目標	事業概要	備考(ポイント)
<p>1 青少年育成府民運動の推進</p>	<p>1 青少年健全育成推進のための街頭啓発活動</p> <p>(1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、強調月間など効果的な時期に街頭啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 特に、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」や「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」を中心として、計画的に啓発活動を展開する。</p> <p>(3) 当協会としては、京都駅を中心に啓発活動を展開しているが、それぞれの市町村においても各団体が一層連携・協働し、街頭啓発活動を展開していただきたい。</p>	<p>7月・11月の強調月間を中心に啓発活動を展開 &lt;関連4-1&gt;</p>
	<p>2 「大人が変われば子どもも変わる運動」の推進</p> <p>(1) 会員団体等と連携し、府内各地で啓発活動を展開する。</p> <p>(2) 「大人が変われば子どもも変わる運動」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>大人が変われば子どもも変わる運動</b> ～ 青少年の心を育てるキャンペーン ～</p> <p><b>1 「まず、大人自身が変わる」啓発運動の推進</b> すべての大人が、まず自分自身が変わらねばと気づき行動する活動です。</p> <p><b>2 「地域のおじさん・おばさん運動」の推進</b> 「地域の子どもは地域で守り育てる」という気持で、子どもたちを温かく見守り、支援する実践活動です。子どもの健やかな成長を願う大人みんなの活動です。</p> <p><b>3 「モラルの向上を目指した取組」の推進</b> 今の時代に求められるモラルのあり方や人の生き方などについて研究協議し、その普及を目指す活動です。</p> </div> <p>(3) 当協会としては「京都府青少年育成協会ニュース」や街頭啓発チラシ等で、「大人が変われば子どもも変わる」「地域の子どもは地域で守り育てる」などをコンセプトとした啓発活動を展開する。</p>	<p>育成協会ニュースの発行 &lt;関連1-6(1)&gt;</p>

重点 目標	事業概要	備考(ポイント)
青少年 育成府民 運動の 推進	<p>3 「青少年スマホ・ケータイ安全教室」の開催（講師派遣）</p> <p>(1) 携帯電話等によるトラブルの被害から青少年を守るため、「青少年の健全な育成に関する条例（フィルタリング規制）」の周知徹底や「スマホ・ケータイ安全教室」の開催により、青少年やその保護者へ普及啓発することを目的とする。</p> <p>(2) 対象は、携帯電話等を初めて購入する割合の高い小・中学生とその保護者・教職員等（謝金・旅費は不要）</p> <p>(3) 講師派遣は、当協会宛て直接申し込んでください(随時)</p>	<p>&lt;再掲4-2&gt; &lt;再掲5-2&gt;</p> <p>申込は当協会宛てへ</p>
	<p>4 「青少年育成市町村民会議懇談会」の開催（6～9月）</p> <p>(1) 青少年健全育成の取組を一層推進するためには、市町村民会議等がより一層連携・協働し、地域社会総がかりで取組を進めることが何よりも重要である。</p> <p>(2) このことを踏まえ、それぞれの地域(6地域)で、行政も含め役職員等が懇談会を開催し、意見交換・情報交換を行う。そして、それぞれの地域の課題やニーズに応じた取組を一層連携の輪を広げて実施する。 さらに、先進的な取組事例については、府内へ発信（広報・啓発）していきたい。</p>	<p>&lt;再掲5-1&gt;</p> <p>6地域 丹後 中丹 南丹 乙訓 山城北 山城南</p>
	<p>5 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施</p> <p>(1) 近年、青少年を取り巻く状況は、いじめ、非行、不登校、ひきこもり等の深刻化や、若者の社会的自立の遅れなど、多様化・複雑化している。こうした状況の中、青少年健全育成を一層推進するためには、これらに対する取組を粘り強く継続して進めていくことが何より重要となる。</p> <p>(2) したがって、府内各地域において、行政や青少年(育成)団体等が連携・協働し、いじめや少年非行の未然防止に向けた取組を推進していく必要がある。本年度も、府内各地域で教育局等と連携し、「いじめ・非行防止フォーラム」を開催する。</p> <p>(3) さらに、従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器の普及に伴い、子どもたちへの危険性が一層増大している。こうしたインターネット利用の現状について、青少年、保護者や地域住民が自ら考え行動するフォーラム(セミナー)等も併せて開催する。 ・「京都府青少年すこやかフォーラム(仮称)」の開催(11月～2月に予定)</p> <p>(4) 本年度も府内各地域での「青少年健全育成」に向けた地域連携・協働の取組をタイムリーに発信する。</p>	<p>&lt;再掲4-3&gt; &lt;再掲5-3&gt;</p> <p>「いじめ・非行防止フォーラム」(共催・後援) &lt;関連4-7(1)&gt;</p> <p>「京都府青少年すこやかフォーラム(仮称)」(京都市内)</p> <p>育成協会ニュースの発行 &lt;関連1-6(1)&gt;</p>

重点 目標	事業概要	備考(ポイント)
1 青少年育成府民運動	<p>6 広報・情報提供事業</p> <p>(1) 本年度も府内各地域での「青少年健全育成」に向けた地域連携・協働の取組をタイムリーに発信(広報・啓発)する。 ・「京都府青少年育成協会ニュース」の発行</p> <p>(2) 街頭啓発チラシや青少年健全育成情報冊子等の作成</p> <p>(3) インタ-ネット広報の充実 当協会のホームページを見直し、改善・充実する。</p>	<p>育成協会ニュースの発行 〈関連1-2(3)〉 〈関連1-5(4)〉 〈関連3-1(2)〉</p> <p>ホームページの見直し、改善・充実</p>
2 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援	<p>1 「少年の主張京都府大会」開催と作文募集</p> <p>(1) 内 容 作文の募集(4月～7月)と発表大会の開催 (2) 対 象 府内中学生 (3) 発表大会 9月27日(日) (4) 場 所 佛教大学二条キャンパス (5) 共 催 京都府PTA協議会・京都市PTA連絡協議会等と共催予定</p>	<p>平成26年度は全国大会へ出場</p> <p>発表大会 9月27日(日) 佛教大学二条キャンパス</p>
	<p>2 「京都府子ども議会」の開催</p> <p>(1) 内 容 子ども議員(60名)による代表質問(6班によるテーマ別の発表)と京都府の答弁 (2) 対 象 府内小学校5・6年生 (3) 日 時 8月20日(木) (4) 場 所 京都府庁日本館 旧議場 (5) 共 催 京都府主体で、京都府議会・京都府教育委員会とともに当協会も共催予定</p>	<p>インターネット中継、パブリックビューイングを実施予定</p>
	<p>3 「森の京都体感事業」(冒険の森事業) &lt;京都府事業&gt;</p> <p>(1) 趣 旨 森の恵みを享受できる仕組みづくりの一環として、南丹から中丹エリアの森林を中心に、子どもたちが自ら企画した「森の遊び場づくり」を大人と共に取り組むことにより、子どもたちの自立を促し、自主性・社会性を育む。 (2) 実施主体 青少年育成団体 (3) 実施場所 「森の京都」戦略拠点地域(南丹・中丹地域) (4) 内 容 戦略拠点地域での活動に対し補助金を交付</p>	<p>「森の京都」構想の一環</p>
	<p>4 青少年団体の活動支援</p> <p>(1) 活動室の無料提供 会議等に使用できるスペースの提供(10名程度) (2) 青少年団体(京都青少年ゆめネットワーク、京都府連合青年団)への事務支援</p>	

重点 目標	事業概要	備考(ポイント)
3 明るい家庭づくり運動の推進	1 明るい家庭づくり運動の普及・推進 (1)「家庭の日(毎月第4土曜日)」の周知 (2) 当協会としては「京都府青少年育成協会ニュース」や街頭啓発チラシ等で「毎月第4土曜日は『家庭の日』です」をコンセプトとした啓発活動を展開する。	<関連1-6(1)>
	2 明るい家庭づくり活動事例の紹介	
4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進	1 「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」の取組 (1) 非行・被害防止に係る街頭啓発活動を実施する。 (2) 7月の強調月間に呼応した取組である「少年を明るく育てる京都大会」等へ積極的に参加する。	<関連1-1>
	2 「青少年スマホ・ケータイ安全教室」の開催(講師派遣) <再掲>	→ <1-3>
	3 「青少年健全育成地域連携推進事業」 「いじめ・非行防止フォーラム」や「京都府青少年すこやかフォーラム(仮称)」の開催など <再掲>	→ <1-5>
	4 京都府青少年健全育成審議会 <京都府設置> 「青少年の健全な育成に関する条例」第24条の8に基づき設置された審議会である。青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るために必要な事項を審議する。	
	5 京都府青少年健全育成功労者等知事表彰 <京都府事業> 青少年の健全な育成に多大な貢献のあった個人や団体、他の模範となる活動を行った青少年や団体の功績をたたえ、青少年健全育成に対する社会の関心を高めることを目的として、京都府知事が「青少年の健全な育成に関する条例」第11条に基づき表彰する。	
	6 「青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨に基づく社会環境浄化の推進	
	7 各団体事業等への共催・参加協力 (1) 「いじめ・非行防止フォーラム」の共催・後援 (2) 「社会を明るくする運動」京都府推進委員会への参加 (3) 「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」への参加 「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」の啓発 (4) 「京都府社会福祉大会」への参加 など	<関連1-5(2)>

重点 目標	事業概要	備考(ポイント)
5 会員団体との連携・活動支援	1 「青少年育成市町村民会議懇談会」の開催 <再掲>	→ <1-4>
	2 「青少年スマホ・ケータイ安全教室」の開催(講師派遣) <再掲>	随時 → <1-3>
	3 「青少年健全育成地域連携推進事業」 「いじめ・非行防止フォーラム」や「京都府青少年すこやかフォーラム(仮称)」の開催など	<再掲> → <1-5>
	4 青少年の育成に関する講座等の開催支援 (1) 内容 団体会員等が開催する講座等に対し、京都府と連携し、希望のテーマに則した講師を紹介する。 (出前語らい・府専門職員派遣など) (2) 対象 会員団体及び関心のある府民など	随時
	5 会員団体等の活動に対する助言、共催・後援等	随時
	6 啓発資材等の貸出 (1) 視聴覚教材(DVD・ビデオ等)の貸出 (2) 街頭啓発等のスタッフジャンパー、ベスト及び腕章の貸出 (ジャンパー及びベスト各50着) (3) 明るい家庭づくり運動パネル(1セット5枚) (4) 大人が変われば子どもも変わる運動パネル(1セット4枚)	随時
6 その他	1 内閣府主催等の会議への参加	
	2 公益社団法人の運営 (1) 総会の開催(6月) (2) 理事会の開催(5月・翌年3月)	
	3 財政基盤の充実 正会員・賛助会員の加入	